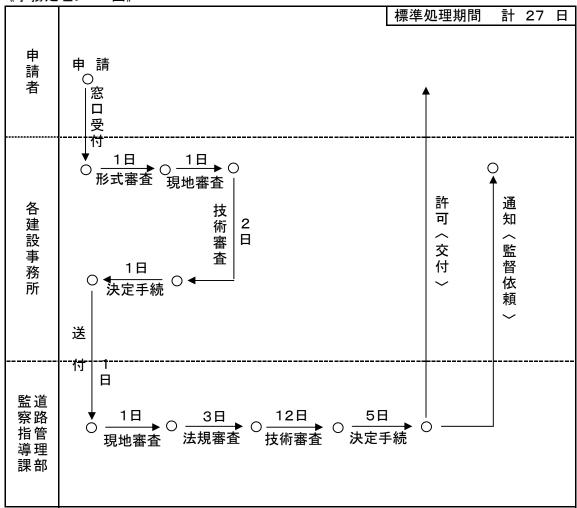
事務処理フロー図

事務名 道路予定地における占用許可

《事務処理フロー図》



作成部署 建設局道路管理部監察指導課占用指導係 電話40-475 《事務処理フロー図の説明》

《事務処理ノロー図の説明》			
項	番	項目	説明
	1	形式審査	提出された申請書に記載もれがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
	2	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
	3	技術審査	建設事務所補修課等において、技術的な面から適 正な施工が行われるか審査します。
	4	決定手続	本庁副申について、事務所長が決定します。
	5	送付	決定後、道路管理部監察指導課が決定します。
	6	現地調査	現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
	7	法規審査	申請書の内容について、道路法及び東京都道路占 用規則等を満たしているかどうかを審査します。
	8	技術審査	道路管理部保全課において、より高度な面から技術 審査を行います。
	9	決定手続	許可の可否について、道路管理部長が決定します。
1	10	許可	申請書に許可します。